最終更新日：2015年7月6日
株式会社ナカノフドー建設
取締役社長　竹谷　紀之
問合せ先：総務部長　岸田　伸弘　03-3265-4661
証券コード：1827
http://www.wave-nakano.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、経営の適正な牽制機能のもと、適時・正確な情報開示による透明性の確保および意思決定の迅速化ならびに内部統制システムの充実を重視したコーポレート・ガバナンス体制の構築に努めております。特に内部統制システムにおけるコンプライアンス体制・リスク管理体制の確立を最重要課題とし、コーポレート・ガバナンスの強化に努め、継続的な企業価値向上を目指しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
公益財団法人大島育英会	6,756,507	19.58
関東興業株式会社	3,600,000	10.43
大島義和	3,082,955	8.93
株式会社マリンドリーム	2,000,000	5.79
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,647,749	4.77
株式会社MBサービス	1,200,000	3.47
有田信子	1,170,023	3.39
ナカノ従業員持株会	916,285	2.65
ナカノ友愛会投資会	828,740	2.40
鈴木　誠	462,400	1.34

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	建設業
直前事業年度末における（連結）従業員数	1000人以上
直前事業年度における（連結）売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	30 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	9 名
社外取締役の選任状況 更新	選任している
社外取締役の人数 更新	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
河村守康	他の会社の出身者											
福田　誠	他の会社の出身者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
河村守康	○	―――	河村守康氏は数多くの法人や団体における豊富な経営経験や実績を有しており、当社の経営全般に対する助言・提言や、内部統制の強化に寄与していただけるものと考えております。また、同氏と当社との間に特別の利害関係がないことから、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。
福田　誠	○	―――	福田　誠氏は建設業界における経営者としての経験・知識を有しており、更に監査役として経営の監査業務に携わっていたことから、当社の経営全般に対する助言・提言や、内部統制の強化に寄与していただけるものと考えております。また、同氏と当社との間に特別の利害関係がないことから、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する	

任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査役は会計監査人と情報・意見交換を行うとともに、定期的に会計監査の結果報告を受けるほか、適宜、会計監査人の監査に立ち会う等、緊密な連携をとっております。
当社の業務に関する内部監査は業務監査部（6名）が行っており、内部監査の結果等、適宜定められた手順により取締役会及び監査役会に報告されております。また、コンプライアンスに関する教育・指導を充実させ、職務執行が、法令、定款及び当社諸規程に適合しているかのチェックを行い、その結果等は取締役会及び監査役会に報告されております。なお、業務監査部と監査役会との間で密接な連携をとり、監査役監査が実効的に行われる体制となっております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
佐藤俊一	他の会社の出身者													
山谷耕平	他の会社の出身者													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
佐藤俊一	○	―――	佐藤俊一氏は外務省における長年の経験と経営者としての幅広い知見を有しており、経営全般の監視と有効な助言をいただけるものと考えております。また、同氏と当社との間に特別の利害関係がないことから、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。
山谷耕平	○	―――	山谷耕平氏は金融業界での実務経験により企業会計に精通しており、更に弁護士としての専門的見地から企業法務に関する実績を有していることから、経営全般の監査を行っていただけるものと考えております。また、同氏と当社との間に特別の利害関係がないことから、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	4 名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

インセンティブ付与と業績向上との関係を慎重に検討したいと考えております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

有価証券報告書、事業報告において、平成26年度における全取締役および全監査役の社内、社外別総額を以下のとおり開示しております。
取締役 6名　145百万円
監査役 4名　36百万円(うち社外監査役2名、12百万円)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

―――

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】 更新

社外取締役の職務執行にあたり、経営監督に資する情報について、適時提供する体制をとっております。また、監査役より要請があった場合には、監査役を補佐する専任スタッフを配置できる体制となっております。
さらに、取締役会の事前協議機関である業務執行会議に出席し、業務執行上の重要な情報を適時入手し意見を述べることができる体制となっております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

1　取締役会・執行役員制度
当社は、定例取締役会を毎月1回開催し、ほか必要に応じ臨時取締役会を開催しております。経営に関する重要事項を審査・決定するとともに、経営計画の進捗状況の確認や業務の執行状況の監督を行っております。
また、執行役員制度を採用しており、取締役社長が議長を務める業務執行会議を設け、執行役員の業務が適正かつ効果的に行われるよう協議を行っております。
2　監査役監査
当社は監査役会を設置しており、監査役4名のうち2名が社外監査役であります。各監査役は、役職員に要請することにより必要な報告及び情報提供を受けることができる体制となっております。加えて監査役は、業務監査の状況及びコンプライアンス体制の実効性を高めるために導入した内部通報制度の通報状況を速やかに報告を受けることができる体制となっております。また、監査役は会計監査人と情報・意見の交換を行うとともに、定期的に会計監査の結果報告を受けるほか、適宜、会計監査人の監査に立ち会う等、緊密な連携をとっております。
3　会計監査
会計監査の監査業務は、和泉監査法人業務執行社員川尻慶夫氏、業務執行社員飯田博士氏の両氏及び公認会計士2名の補助者により、独立監査人としての公正な立場から会計監査を受けております。なお、会計監査人は監査役と情報・意見の交換を行うとともに、定期的な会計監査の結果報告を行うなど、緊密な連携をとっております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

取締役会による取締役の監督と監査役による取締役の監査などが、現状でも十分機能しているうえ、社外取締役の選任により、経営監督機能の透明性、公正性が高まるなど、更なるコーポレート・ガバナンス体制の強化が図られると考え、取締役会、監査役制度の機関設計を継続採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
その他	招集通知発送日（6月10日）より、当社ホームページに招集通知を掲載しております。また、株主総会では、事業報告をビジュアル化し、株主の皆様に分かりやすい運営を目指しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	事業報告書の掲載 決算短信の掲載 有価証券報告書の掲載 定時株主総会招集通知の掲載	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社役職員が職務遂行上順守すべき基本ルールとして「行動憲章」を制定し、ホームページに掲載しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	・CO2の排出量削減 ・環境に配慮した提案活動 ・廃棄物の発生抑制（ゼロエミッション活動の推進等） ・資源の有効利用 ・有害化学物質の管理（解体、改修工事等） ・グリーン調達の促進 ・業務効率化の推進（電子データ化、電子マニフェスト等） ・地域清掃活動実施 ・チャリティーの開催 ・現場見学会の実施

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1　取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

（1） 当社は、法の遵守はもとより、高い倫理観をもつ品位ある企業として社会に信頼され、また社会に貢献するため、社是を基本理念とする行動憲章を定め、コンプライアンス体制維持の基本原則としております。

（2） 当社は、コンプライアンス担当部署として、コンプライアンス室を設置し、コンプライアンスに関する教育、指導を充実させ、職務執行が法令、定款および当社諸規程に適合しているかチェックを行い、不断の努力によりコンプライアンス体制の維持・向上に努めます。

（3） 当社は、コンプライアンス体制の実効性を高めるため、内部通報制度を導入しております。

（4） 当社は、反社会的勢力および団体との一切の関係を排除することを行動憲章に明記し、コンプライアンス・マニュアルの全役職員への配布、不当要求に関する対応研修会の開催および対応窓口の整備等により全社的なバックアップ体制を整えております。

2　取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

（1） 当社は、取締役の職務執行に係る情報・文書（電磁的記録を含む。以下、同じ）の取扱いは、当社文書管理規程およびその他の規程に従い適切に保存し管理しております。

（2） 当社は、取締役の職務執行に係る情報・文書を取締役および監査役が常時閲覧可能な体制となっております。

3　損失の危険の管理に関する規程その他の体制

（1） 当社は、全社的なリスク管理が適切に行われているかを業務監査部が統括して行っております。

（2） 業務監査部は、各担当部署が抽出したリスクについて分析し、全社的な見地から効果的にリスクを把握できる体制となっております。

（3） 業務監査部が行う内部監査によって発見されたリスクは、適宜定められた手順により取締役会および監査役会に報告されております。

4　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

（1） 当社は、執行役員制度を導入しており、経営上重要な意思決定・監督機能と業務執行を分離することにより、業務の効率化を図っております。

（2） 当社は、中期計画および単年度計画を策定しており、執行役員はその達成に向けて業務を遂行し、取締役会においてその進捗状況を管理しております。

（3） 当社は、取締役会の下に取締役社長が議長を務める業務執行会議を設け、取締役会での経営判断が効率的となるよう事前協議を行っております。

5　当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

（1） 当社は、国内においては経営企画部、海外においては海外事業本部がそれぞれグループ会社の業務執行状況を把握しております。

（2） 当社は、「関係会社管理規程」の定めにより、グループ会社の業務執行に係る重要事項について、報告又は当社の承認を得ることを求め、グループ会社との間で定期的に会議を開催し、情報の伝達および共有化を図るとともに、グループ会社の取締役等の業務執行が効率的に行われることを確保する体制となっております。

（3） 当社は、グループ会社の事業推進に伴う損失の危険管理について、リスクの識別および管理の重要性を認識、評価し分析を行うことで、当社グループ全体として、業務に係る最適な管理体制の構築に努めております。

（4） 当社とグループ会社間の取引は適正に行われており、また必要に応じ業務監査を行う体制となっております。

（5） 当社は、内部監査規程その他関連する社内規程の定めにより、グループ会社の取締役等の業務執行が法令および定款に適合することを確保する体制となっております。

6　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、監査役からの要請があった場合には補助すべき使用人（以下、「監査役担当」という。）を選任できることとします。

7　監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性および監査役の当該使用人に対する指示の実行性の確保に関する事項

（1） 監査役担当の人事異動等については、事前に監査役会に報告し、了承を得ることとします。

（2） 監査役担当は、他の業務を兼務することなく、監査役の指揮命令の下職務を遂行し、また、その評価について監査役の意見を尊重することとします。

8　取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

（1） 常勤監査役は、取締役会に出席するだけでなく、業務執行会議に出席し、業務執行上の重要な情報を適時入手し意見を述べることができる体制となっております。

（2） 当社およびグループ会社の役職員は、各監査役の要請に応じて必要な報告および情報提供を行っております。

（3） 当社は、業務監査の状況および内部通報制度の通報状況を監査役に速やかに報告できる体制を構築しております。

（4） 当社は、監査役への報告を行った者が、当該報告を行ったことを理由として、不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制を整備しております。

9　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

（1） 当社は、業務監査部およびコンプライアンス室と監査役会との間で密接な連携をとり、監査役の監査が実効的に行われる体制となっております。

（2） 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務は、監査役からの請求により、当社は速やかに支払うこととします。

10　財務報告の信頼性を確保するための体制

当社および子会社から成る企業集団は、財務報告の適正性および信頼性を確保するための体制を構築し、適切な運用に努めるとともに、その体制の整備・運用状況を定期的に評価し、維持、改善を図ることとします。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、反社会的勢力及び団体と一切の関係を排除することを行動憲章に明記し、コンプライアンス・マニュアルの全社員への配布、不当要求に関する対応研修会の開催及び対応窓口の整備等により全社的なバックアップ体制を整えております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

引き続き、独占禁止法をはじめとする法令、社会規範の遵守の徹底を図るとともに、経営環境、CSR経営を積極的に推進してまいります。

【参考資料：模式図】

